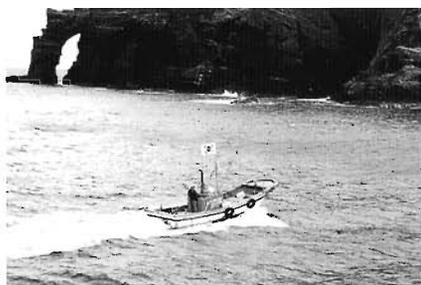






鬱陵島から肉眼で見える竹島＝独島 (2007・11・2)



竹島＝独島の韓国住民・金ソンドさんの暮らしぶり (2007・4・25)

## 竹島＝独島問題入門

——日本外務省『竹島』批判——／目次

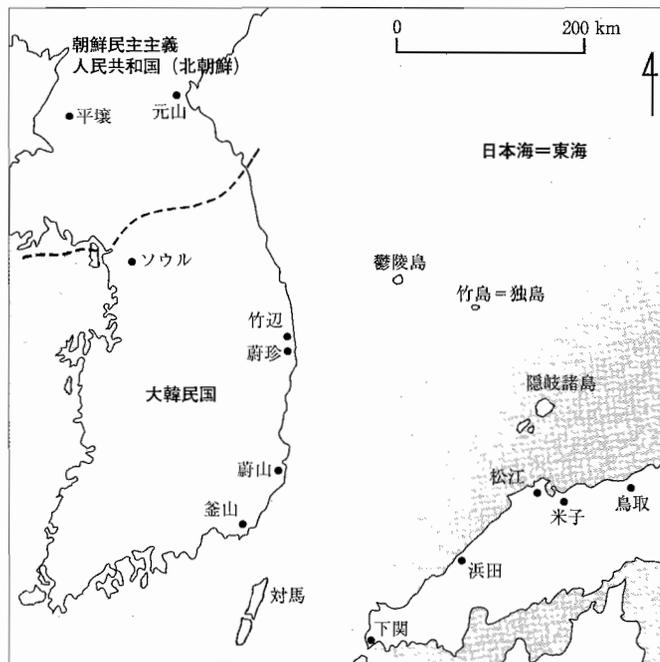
はじめに **7**

序章 **13**

- Point 1 日本は古くから竹島の存在を認識していました。→ほんとうか？ **15**
- Point 2 韓国は古くから竹島を認識していたという根拠はありません。→事実？ **18**
- Point 3 日本は鬱陵島に渡る船がかり及び漁採地として竹島を利用し、遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。→論拠？ **24**
- Point 4 日本は17世紀末、鬱陵島への渡航を禁止しましたが、竹島への渡航は禁止しませんでした。→史実？ **28**
- Point 5 韓国が自国の主張の根拠として用いている安龍福の供述には、多くの疑問点があります。→何が重要か？ **34**
- Point 6 日本政府は1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました。→「再確認」とは？ **38**
- Point 7 サンフランシスコ平和条約起草過程で、韓国は、日本が放棄すべき領土に竹島を含めるよう要請しましたが、米国は竹島が日本の管轄下にあると拒否しました。→連合軍・米国の考えは？ **47**

- Point 8 竹島は1952年、在日米軍の爆撃訓練施設として指定されており、日本の領土として扱われたことは明らかです。→背景は？ 53
- Point 9 韓国は竹島を不法占拠しており、我が国としては嚴重に抗議しています。→抗議の内容は？ 56
- Point 10 日本は竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案していますが、韓国はこれを拒否しています。→ほんとうの事情は？ 61

あとがき 64



竹島=独島の位置

## はじめに

最近、竹島=独島の帰属をめぐる、日韓両国間の対立が激化している。

きっかけは、2008年7月14日、日本政府が中学校学習指導要領の解説書に竹島問題を記述することを明らかにしたことによる。

解説書の発表は、2008年3月におこなった学習指導要領の改訂に伴うもので、これによって竹島について記述する教科書は増加するものと予測される。現在、竹島を取り上げている教科書は、地理で6冊中1冊、公民が8冊中3冊であるという。

これまでの解説書では、北方領土の項で「(ロシアに)返還を求めていることなどについての的確に扱う必要がある」と記すだけであったが、今回の改訂で竹島について「我が国と韓国の間で竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土、領域について理解を深めさせることも必要である」という文言を付け加えることにしたわけである。

ただし、北方領土については、明確に「我が国固有の領土」と述べているのに対して、竹島については敢えてそのことを記さないで「北方領土と同様」とすることで、間接的に日本固有の領土であることを教えるよう求めている。

## あとがき

外務省の『竹島』パンフレットを読んだの率直な感想は、「これはひどい、ひどすぎる」の一語に尽きる。

過去の歴史と真正面から向き合おうとせず、歴史の一部をご都合主義でつまみ食いをして、その一方で、自分の主張と相容れない事実は無視して顧みないという内容である。それにもかかわらず、これが日本政府の基本的立場であると言って主張されるのでは、日本国民を惑わすことにもなるのであるから、黙って見過ごすわけにはゆかないのである。加えて韓国語版、英語版も同時に刊行され、全世界に発信されるということは、この問題に対する日本政府の不勉強ぶりを世界にさらけ出すことでもある。

私は歴史を研究している日本人として、何よりも歴史の事実を尊重すべきことを訴えたい。竹島の問題は、歴史的事実にもとづいて解決の筋道が明らかになるのである。外務省の主張のように、史実とかけ離れたところで勝手な議論をしているようでは、問題は解決されないと断言しなければならない。私は日本国の名誉のために、史実に基づいて歴史を解明する意図から本書を執筆した。

『竹島』パンフレットにおける最大の問題点は、竹島をわが国固有の領土、わが国の領土・領域であるといいながら、そのことを史実

に基づいて証明していないことである。詳細は本書のなかで記したところであるが、いま一度ここで確認しておく。

第一は、幕府が松島（現竹島）の存在を初めて知ったのは、1696年1月の鳥取藩とのやり取りの中である。そうである以上、それ以前の時期になる17世紀半ばに現竹島の領有権を確立したなどといえるはずはない。

第二に、幕府は1695年12月から1696年1月にかけての鳥取藩とのやり取りのなかで、竹島（鬱陵島）と松島（現竹島）が、鳥取藩に属する島ではないことを確認した上で、幕府としても日本領ではないとする結論を出して、1696年1月に日本人の竹島渡海を禁止したのである。

第三に、1877年に明治政府の太政官は、島根県が竹島外一島（現竹島）の取り扱いについて質問を受け、政府としての調査を行った上で「竹島外一島本邦無関係」と決定した。

第四に、1905年の領土編入を領有権の再確認という主張は誤りである。幕府も明治政府も現竹島についての領有を主張したことはなく、逆に1696年と1877年の2度にわたって日本領ではないことを明らかにした。領土編入の閣議決定にあるのは、無主地であることを確認して領土編入したということである。無主地であるという以上、固有領土とはいえなくなる。問題は、その当時、現竹島は無主地であったかどうかである。

日本政府が竹島を「わが国の領土」と、その領有権を主張するためには、以上の問題点について明確に解明されなければならない。

そのために必要な論証の作業を怠っていたからこそ、『竹島』パンフレットのような杜撰な内容のものが刊行されるのである。

竹島問題にかかわる新しい史料も出されている。しかも現在では、関係資料を日韓両国で共有するという状況がつくられている。したがって共通の土俵に上がって歴史認識の共有を図ることが課題となっているとあってよい。そして両国政府は、史実に基づく研究の成果を正しく受け止めてくれればよいのである。さしあたって私は、この間違いだらけの外務省パンフレットに振り回されて、日本国民が恥をかくことだけは避けたいと願うものである。

こうしたかたちで本書が刊行できたのは、ご支援をいただいている方々のおかげであり、新幹社の高二三社長のご高配の賜と感謝申し上げます次第である。

2008年8月  
著者

内藤正中 (ないとう・せいちゅう)

1929年生。京都大学経済学部卒業。島根大学名誉教授。

〈主要著書〉

『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』（2000年、多賀出版）

『竹島＝独島論争』（2007年、新幹社、朴炳渉と共著）

『史的検証 竹島・独島』（2007年、岩波書店、金柄烈と共著）

ほか多数。

## 竹島＝独島問題入門

——日本外務省『竹島』批判——

定価：本体価格 800 円＋税

2008年10月1日 第1刷発行

著者 © 内藤正中  
発行者 高二三  
発行所 有限会社 新幹社

〒112-0005 東京都文京区水道 2-1-12  
電話 03-5689-4070 FAX 03-5689-2988  
振替 00170-3-26306  
装丁/KARMS (崔起明)

本文印刷 / アンディー 装本印刷 / 富士見印刷 製本 / 協栄製本

落丁本・乱丁本はお取り替えいたします。

Printed in Japan